

# 令和6年3月市議会定例会議 総務常任委員会資料

(議案第64号)

- 1 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課】 ..... P2

財 務 部

(議案第 64 号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項目	内容	法・条例								
	1 令和 6 年能登半島地震の被災者に係る特別措置について ○施行日 公布の日施行	令和 6 年能登半島地震による災害は、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じていること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和 6 年度分個人住民税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずる。 ・雑損控除の特例 今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。 （本来であれば、令和 7 年度分の個人住民税（令和 6 年分所得）から雑損控除を行うもの。）	法：附則第 4 条の 4 条例：附則第 5 条の 5								
個人 市 民 税		<p>R5.1 R6.1 R7.1 R8.1 R9.1 R10.1 R11.1</p> <p>R5年分所得 (R6年度住民税) R6.1 R6年分所得 (R7年度住民税) R7.1 R7年分所得 (R8年度住民税) R8.1 R8年分所得 (R9年度住民税) R9.1 R9年分所得 (R10年度住民税) R10.1 R10年分所得 (R11年度住民税) R11.1</p> <p>災害発生</p> <p>R5年分所得 (R6年度住民税) に適用を認める特例</p> <p>適用年の翌年以後 3 年間 (特定非常災害 (※) の場合 5 年間) 繰越が可能</p> <p>対象者：福島市で課税をしている方で、令和 6 年能登半島地震による影響で住宅や家財等の資産について損失が生じた方等</p>									
		※特定非常災害とは 著しく異常かつ激甚な非常災害のこと。 ①死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生 ②住宅の倒壊等の多数発生 ③交通やライフラインの広範囲にわたる途絶 ④地域全体の日常業務や業務環境の破壊 上記の諸要因等を総合的に勘案し、政令で指定される。 これまでに下記の 8 つの災害が指定されている。特定非常災害に指定されると、行政上の特例措置等が適用される。*は雑損控除の特例が設けられたもの。 <table border="1" data-bbox="616 1321 1787 1388"> <tr> <td>*阪神・淡路大震災</td> <td>平成 16 年新潟県中越地震</td> <td>*東日本大震災</td> <td>平成 28 年熊本地震</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 7 月豪雨</td> <td>令和元年台風第 19 号</td> <td>令和 2 年 7 月豪雨</td> <td>*令和 6 年能登半島地震</td> </tr> </table>	*阪神・淡路大震災	平成 16 年新潟県中越地震	*東日本大震災	平成 28 年熊本地震	平成 30 年 7 月豪雨	令和元年台風第 19 号	令和 2 年 7 月豪雨	*令和 6 年能登半島地震	
*阪神・淡路大震災	平成 16 年新潟県中越地震	*東日本大震災	平成 28 年熊本地震								
平成 30 年 7 月豪雨	令和元年台風第 19 号	令和 2 年 7 月豪雨	*令和 6 年能登半島地震								